

公益社団法人日本栄養・食糧学会細則

第1条 この細則は、定款を補足しその運用を円滑に行うために定める。

第1章 会員等

第2条 この法人（学会）へ入会を希望する個人又は団体は、定款第7条に基づき入会申込みを行い、入会年度の会費を全額納入しなければならない。

2. 会員の会費年額は次の通りとする。

- (1) 正会員 8,000円
- (2) 学生会員 4,500円
- (3) 団体会員 24,000円
- (4) 賛助会員 60,000円（1口）

なお、団体会員は購読料（24,000円）をもって会費とすることができる。

3. 会費年額の変更は、定款第8条に基づき社員総会の決議を必要とする。

第3条 正会員、学生会員、名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員は、日本栄養・食糧学会誌（以下、会誌という）の無料配布を受ける。

第4条 正会員、学生会員、名誉会員、終身会員は、年次大会等において発表を行い、又は会誌に投稿することができる。

第5条 正会員、学生会員、名誉会員、終身会員、団体会員、賛助会員は、この学会の行う各種の事業に参加することができる。

第6条 正会員、学生会員、団体会員、賛助会員は年度内（4月1日より翌年の3月末日まで）に1年分の会費を納入しなければならない。

第7条 名誉会員は、年会費及び年次大会の参加費を免除する。終身会員は年会費を免除する。

第8条 正会員及び学生会員は、この学会を休会することができる。休会の申し合わせについては別に定める。

第9条 会費の滞納2年以上に及ぶ会員は、定款第11条に基づき会員の資格を喪失する。

2. 会費未納で会員資格を喪失した者は、原則として再入会を認めない。但し、未納会費を全納した場合はこの限りでない。

第10条 会員は退会の場合未履行の義務は、これを免れることができない。

第11条 団体会員又は賛助会員である団体は、団体の状況又は担当者等を変更したときは、その旨を会長に申し出ることとする。

第2章 代議員及び役員の選出等

第12条 代議員は、各支部において当該支部に所属する正会員の内から代議員選挙により選出する。但し、被選挙者は選挙実施年の11月1日に年齢満70歳未満であることとする。

第13条 選挙権を有する者は、各支部の正会員とする。

第14条 各支部の代議員の定数は、選挙実施年の3月末日現在の正会員数に比例按分して理事会において定める。

第15条 代議員が理事又は監事に就任した場合は、兼務とする。

第16条 代議員が任期中に支部を移動した場合は、任期満了まで引き続きその任務に就く。

第17条 代議員が欠けた場合は、定款第6条に基づき補欠の代議員（当該代議員選挙の次点）がその任に就く。その任期は任期満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

第18条 代議員が任期中に満70歳に達した場合は、その直後の10月末日をもって退任することとする。後任の代議員は、前条に準じて選出し、その任に就く。但し、後任者の任期は前任者の任期の満了する時までとする。

第19条 定款第21条及び第22条に基づき、この法人の役員として理事15名以上20名以内及び監事2名以内を選出し、社員総会の決議によって選任する。但し、役員は選任される時に年齢満70歳未満であることとする。

2. 選任された理事の中から会長1名、副会長1名、業務執行理事6名を理事会の決議によって選定する。業務執行理事とは、庶務、会計、編集担当理事（各2名）とする。

3. 役員の選任、会長、副会長、業務執行理事の選定については、「役員を選出に関する規程」に定める。

第3章 理事の会務分担、幹事等

第20条 庶務担当理事は次の会務を分担する。

- (1) 会員名簿の整理
- (2) 会員の入退会に関する事項
- (3) 会議に関する事項
- (4) 議案および報告に関する事項
- (5) 会誌の配布および送付
- (6) 事業その他の企画に関する事項
- (7) 記録の整理および保管
- (8) 文書の発受
- (9) 外部との折衝
- (10) 登記に関する事項
- (11) 表彰に関する事項
- (12) 職員の福利
- (13) 図書・雑誌の整理および保管
- (14) その他庶務に関する事項

第21条 会計担当理事は次の会務を分担する。

- (1) 会費および購読料の徴収
- (2) 現金の出納および保管
- (3) 物品の購入および売却
- (4) 会計帳簿および証書類の整備
- (5) 予算および決算に関する事項
- (6) 図書・雑誌を除く物品の保管
- (7) 職員その他の給与に関する事項
- (8) その他会計に関する事項

第22条 編集担当理事は次の会務を分担する。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 原稿の整理および保管
- (3) 会誌の刊行
- (4) 投稿規定に関する事項
- (5) その他編集に関する事項

第23条 会長は、原則として業務執行理事以外の理事を次の委員会を担当する理事に推薦し、理事会で選定する。

- (1) 各種授賞等選考委員会（1名）
- (2) 学会活動強化委員会（1名）
- (3) 倫理審査委員会（1名）
- (4) 国際交流委員会（1名）
- (5) 広報委員会（1名）

2. 会長は、第1項の委員会以外の委員会にも担当理事を任命し、任命された理事はこの法人運営上の必要な諸会務を分担する。

3. 各委員会に関する事項は別に定める。

第24条 会長は、理事会の承認を得て、正会員のうちから若干名の庶務幹事を指名できる。

2. 庶務幹事は、理事の職務を補佐し、理事会に出席する。

3. 庶務幹事の任期は、選出後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

第4章 年次大会、大会会頭等

第25条 この法人は、定款第5条第1号の事業として、毎年1回年次大会を開催する。原則として、年次大会の際に、社員総会及び学術集會を開催する。

第26条 年次大会に大会会頭（以下、会頭と称す）を置く。

第27条 会頭は、理事会が選任する。

2. 会頭は、当該年度の年次大会（学術集會）を組織し運営に当たる。

3. 会頭は、年次大会に合わせて、学術展示会、市民公開講座等を開催することができる。

第28条 会頭の任期は、選任された年の年次大会終了の翌日から次回の主催する年次大会終了日までとする。但し、会頭は重任できないこととする。

第29条 年次大会開催年の4月1日現在、満70歳以上の者は、その年の会頭に推薦しない。

第30条 理事会は、原則として次期大会準備責任者を選任する。次々期以降の大会準備責任者についても、理

事が必要と判断した場合に予め候補者を選定することができる。大会準備責任者の任期は、当該大会の会頭が選出されるまでの期間とする。

第 31 条 会頭及び次期大会準備責任者は、会長の判断により必要な理事会に出席する。但し、議決権を持たない。

第 32 条 年次大会に、副会頭、名誉会頭、顧問等を置くことができる。但し、理事会の承認を得ることとする。

第 5 章 学術講演会等

第 33 条 この法人は、理事会の議を経て、年次大会（学術集会）以外にも、学術講演会、研修会、市民公開講座等を開催できることとする。なお、年次大会（学術集会）を含むこれらの学術講演会等の運営に必要な経費の一部として、参加費を徴収することができる。

第 34 条 会員相互間で、また会員と一般市民との間で、栄養科学、食糧科学分野における情報提供・共有を図るために、ホームページの維持、メールニュースの発信、図書の刊行、データベースの構築等を行うこととする。

第 6 章 会誌、編集委員会

第 35 条 この学会の会誌を次の 2 種とする。

(1) 日本栄養・食糧学会誌

(2) Journal of Nutritional Science and Vitaminology

第 36 条 日本栄養・食糧学会誌の編集は、定款第 35 条に基づき編集委員会が担当する。この学会誌には、栄養科学ならびに食糧科学に関する報文を掲載するほか、この学会の記事、会務公告、その他編集委員会が適当と認めた事項を掲載し、隔月に 1 回これを発行する。

2. 編集委員会に、編集委員長をおく。編集委員長は、原則として編集担当理事がこれを行う。

3. その他の編集委員会に関する事項は、「編集委員会に関する規程」に定める。

第 37 条 Journal of Nutritional Science and Vitaminology には、英文で書かれた報文を掲載し、日本ビタミン学会との共同の編集委員会により隔月に 1 回これを発行する。

2. 本誌刊行に関わる一切の手続きは、日本栄養・食糧学会と日本ビタミン学会より推薦され、理事会の承認を得た編集委員により構成される編集委員会に委託される。この編集委員会の運用規程は両学会の合意により別途定める。

第 38 条 日本栄養・食糧学会誌の購読料は、理事会で定める。また、Journal of Nutritional Science and Vitaminology の購読料は、この学会及び日本ビタミン学会が合議して別に定める。

第 39 条 国外に在住する会員からは、会費、学会誌購読料のほかに、理事会で適当と認めた金額を徴収することができる。

第 40 条 会費又は購読料を滞納した会員には、会誌の配布又は送付を停止する。

第 41 条 会誌は、理事会の議を経て、寄贈、交換又はその他の処分をすることができる。

第 42 条 会誌は、理事会で定価を定めて販売することができる。

第 7 章 表彰

第 43 条 この法人は、日本栄養・食糧学会功労賞、日本栄養・食糧学会学会賞、日本栄養・食糧学会奨励賞等を設ける。各賞に関する事項は、「各種授賞等選考委員会に関する規程」に定める。

第 44 条 この法人に、定款第 35 条に基づき各種授賞等選考委員会を設置する。各種授賞等選考委員会に関する事項は「各種授賞等選考委員会に関する規程」に定める。

第 8 章 非常置委員会

第 45 条 この法人の事業（定款第 5 条）を遂行するために、各種の非常置委員会を設置できることとする。非常置委員会に関する事項は「非常置委員会に関する規程」に定める。

第 9 章 支部

第 46 条 定款第 47 条に基づき、各地方に支部を設置する。各支部は、定款第 4 条のこの法人の目的を達成するために活動する。

2. 会員の所属支部は、定款第 47 条に基づき、原則として所属機関の所在地によることとする。なお、海外

- の会員は、その所属支部を選択することができる。
- 第 47 条 支部は支部大会（学術集会及び支部総会）、学術講演会、研修会、市民公開講座、その他適当と認めた事業を行うことができる。
- 第 48 条 各支部には、定款 47 条に基づき支部長 1 名を置く。支部長の他の支部役員として、副支部長 1 名及び支部幹事若干名をおく。支部役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 第 49 条 各支部には、参与をおく。参与に関する事項は、「参与に関する規程」に定める。
- 第 50 条 支部には、前 2 条の支部役員と参与により構成される参与会をおく。
- 第 51 条 支部長は、支部の業務を統括する。
2. 副支部長は、支部長を補佐するとともに、支部長が任期中に辞任等欠けた場合は支部長の代行を務める。
 3. 支部幹事は、支部長を補佐して、支部の業務を処理する。
- 第 52 条 支部長は、毎年 4 月 15 日までに、その直前の事業年度の事業報告、収支決算書を、また毎年 2 月末日までに翌年度の事業計画、収支予算書を会長に提出することとする。
- 第 53 条 支部の経費は、この法人からの会費配分費、活動強化費及び当該支部におけるその他の収入をもってこれにあてる。ただし、会費配分費の額は理事会の議を経て定める。
- 第 54 条 支部に関する細則は、支部の参与会の議を経て理事会が定める。
- 第 55 条 支部長は、支部における重要な行事の予定及びその結果（収支決算を含む）をそのつど会長に報告することとする。

第 10 章 細則の変更

第 56 条 この細則の変更は、理事会の決議による。

- 附 則 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日（平成 23 年（2011 年）9 月 1 日）から施行する。
2. 平成 24 年（2012 年）1 月 21 日から施行する。